

職員の処分について

1. 事案の概要

当庁で実施した入札案件に関して、当該入札案件の担当課の職員ではない職員が、当該入札案件の担当課職員に対して、当該入札案件の予定価格情報の提供を依頼、依頼を受けた職員が予定価格情報を提供したことが分かりました。

外部への情報漏洩は確認されていないものの、入札業務の公正さに対する国民の信頼を損なう行為であり、今回の事案を重く受け止め、関係職員に対して、次のとおり処分を行いましたので、公表します。

2. 被処分者

係長級	戒告
非常勤職員	戒告

3. 再発防止策

再発防止策として、以下の取組を行います。

- ① 緊急の幹部会議や会計担当者会議を開催。事案の概要と入札に関して最低限守るべきルールを周知。

【最低限守るべきルールの例】

- ・ 担当外の入札情報(機密情報)へのアクセスの禁止
 - ・ 担当外に機密情報を伝達することの禁止
- ② 入札関連情報へのアクセス権限やパスワードの設定の厳格化を実施。
 - ③ 事案ごとの担当者や、進捗状況、責任体制が分かる入札進行管理表を作成。
 - ④ 調達全体についてのマニュアルを整備。

【本件連絡先】

こども家庭庁長官官房総務課
総務課長 尾崎 守正
人事調査官 笹田 法明
電話 03-6860-0069(職員・働き方改革係直通)
電話 03-3539-8314(総務係直通)